

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	龍門文庫蔵『公事根源抄』江戸初期写本 翻刻 卷上 (二)
Author(s)	佐々木, 勇; 広島大学日本語史研究会,
Citation	論叢 国語教育学 , 16 : 79 - 89
Issue Date	2020-07-31
DOI	
Self DOI	10.15027/50696
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050696
Right	
Relation	



龍門文庫蔵『公事根源抄』江戸初期写本 翻刻 卷上(二)

広島大学日本語史研究会

一、龍門文庫蔵『公事根源抄』について

前号に続き、阪本龍門文庫蔵『公事根源抄』を翻刻する。書誌その他は、本誌前号をご覧頂きたい。

本翻刻範囲輪読の会員は、本間啓朗・久保博雅・大場和香菜・小野若菜・樫本由貴・土肥新一郎・景山藍・片平帆紀・難波周子・山口倫香・石倉成人・塩崎夏実・竹下美緒・黒木裕梨香・佐々木勇である。今回は、巻上後半の翻刻を公表する。(以上、佐々木勇)

〈凡例〉

一、本翻刻は、龍門文庫『公事根源抄』(龍門文庫 二〇八)原本に基づき、その全体を、現行の字体に改めたものである。仮名遣いは、原本のままとした。

一、本資料の振り仮名は、「つ」と「ツ」(舌内入声音と促音)とを、原則として使い分けている。そのため、翻刻でも、両者を区別した。

一、本資料の濁点は、「・」と「:」とがある。何らかの使い分けがある可能性は存するものの、翻刻ではこの両者を区別していない。

一、翻刻にあたり、原本丁数表(オ)裏(ウ)ごとに行数を付し、必要と思われる注を、当該箇所「」に入れて記した。

一、本翻刻は、本間啓朗・土肥新一郎・小野若菜・山口倫香で作成し、佐々木勇が確認・修正した。

一、原本閲覧ならびに翻刻の御許可を賜わった阪本龍門文庫に対し、

心中より御礼申しあげる。

二、翻刻

- 1 (上 二七オ) 天武天皇十年
- 2 正月七日に
- 3 みかと
- 4 小安殿におはしまして
- 5 宴會のぎあり
- 6 これや
- 7 七日の
- 8 節會の
- 9 はしめなる
- 10 へからん
- (上 二七ウ・二八オ、図絵)
- 1 御齋會 八日
- 2 是は大極殿にて八日より十四日まで七ヶ日の
- 3 あいた最勝王經を講せしめて朝家をいのり申
- 4 給へる也この經とりわき國家を守護する功能
- 5 有によりてあらたまの年のはじめには先講せ

6 らるゝにや天平元年十月に大極殿にて講せ
らる又天武天皇九年の五月にはじめて金光
明經を宮中并諸司にてかうせらる是なんど
8 をはじめとは申べきか桓武の御宇延暦二十一
9 年正月よりかやうにとしぐの事には成ぬ
10 るなるへし

(上 二九才)
1 真言院御修法 同日

2 是も今日より七日おこなはる今年金剛界なれ
3 は明年は胎藏界としぐかはるぐ修せらる
4 後七日の御修法とはこの事なり天長六年に
5 弘法大師太唐の内道場に准じてこの院を宮
6 中にたてられて承和元年より大師すなは
7 ちこの法をはしめおこなはるゝ也

8 太元師法 同日

9 治部省にて七ケ日これをおこなはる藏人内藏
10 寮の官人をもつて御衣をたまひて壇所にをくる
11 御衣箱に入れて朱のつなにてこれをゆひ御所より

(上 二九ウ)

1 たまへは藏人封をつけてこれを治部省につかはし
2 て御いのりをいたさしむ結願の日は御衣をもとのこ
3 とく返上するなりこの師の字をばよまずた々太
4 元法とよむが口傳にて侍る也小栗栖の常暁
5 律師承和五年に入唐して華林寺の元昭と
6 いふ人にあふて太元師の法をつたふ秘法なるに
7 よりて異朝にも都の外をば出さずといへとも常

8 暁の才器をみてひそかにさづげけるとかやその
9 のちきてうして小栗栖の法琳寺といふ所にて
10 修しけるなり齋衡の比天下の大旱に神泉
11 苑にてこの法を修しけるに白龍現して雨をく

(上 三〇才)

1 たし侍けるとなん

2 女叙位 同日

3 是は女房の位階を叙せらるゝ事にて隔年

4 におこなはるそのぎ大かたは叙位におなじ大
5 りんてん小りんてん切杭の申文 勅文など
6 いふ物ありきりくいの申文といふはたとへば
7 生年十歳の女官四十年の勞をもて叙爵す
8 るなり其ゆへはかの十歳の女の母三十にもな
9 らはその間の勞をかんかへて母の三十年と女の
10 十年とをとりあはせて四十年の勞になして五
11 位の爵を申なりこれをきりくいの申文とはい

(上 三〇ウ)

1 ふへし尚侍典侍命婦藏人東豎子はしぐ

2 の者を叙する事あり二位三位などさるへき人な
3 れは叙せらるゝ也中にも東豎子といふは内
4 侍司の被官にある者也行幸のとき姫松と
5 ておかしき馬にのりてぐぶする是か事也是は
6 三子をもちひらるゝにや三子は天子のまもりにて
7 ある由緒も侍るゆへとかや年ごとに申文をい
8 たしてかならず五位のくらゐをたまふ也是は

9 むかしより同名乗をさうでんして紀朝臣季
 10 明と名のいとしきなる事にこそ持統天
 11 皇の御宇正月に内親王以下のくらゐをたまふ
 (上 三二才)
 1 と侍るは女叙位のはじめならんかし
 2 給女 王録 同日
 3 參議辨史などむかひて承明門のうちの西の
 4 座にて女王に禄をたまふ事ありむかしは王卿
 5 公私百廿九人女王二百六十人とさためられて
 6 としごと今日禄をたびけるとかや女王禄と
 7 字にはかきたれどもたゞ王禄とはかりよみて女の
 8 字を略するを口傳とはする也
 9 縣 召除目 十一日
 10 あがためしには外官をむねと任ぜらるゝ也外
 11 官とは諸國のつかさにて侍り夷中を縣とは
 (上 三二才)
 1 申なり外國の人をめてして任官をさづけらるれ
 2 はかやうには名つくるにやそのさほう執筆の大
 3 臣參りて御殿のひろびさしにて事をおこなふ
 4 申文など色々におほく侍りて大間にかく尻付
 5 とていとわつらはしく執筆のなんぎにて家々
 6 の口傳流々の故實どもさま々ゝに侍ることに
 7 こそ大がた節會官 奏叙位除目をは四ケの大
 8 事とて有職の家にはことにさたするなるへし
 9 名替國替名國替帙滿更任任府返上などいふ

10 申文の色々數をしらすおよそこの除目につきて
 11 するべきことゝもは十年の学にもきはめがたく
 (上 三二才)
 1 百帖の紙にも書のべかたしされは先達になら
 2 はすしてはたやすくつとむへき事ならんやしか
 3 ればとて後昆いるかせにしてみづからすつることな
 4 かれ式日は十一日よりはじまりて十三日まで三ケ
 5 日なり景行天皇の御宇に武内宿祢を棟梁の
 6 臣になさる是官職のはじめ也孝徳天皇大化五
 7 年に八省百官をさだめらるそれよりさきに大臣大
 8 連などいふ号ありき文武天皇大寶に淡海公
 9 不比等に勅ありて律令をさため官位位階
 10 の事をのせられたりそのちおほくのぞける官もあ
 11 りまたそへらるゝ職も侍りき是を令外の官と
 (上 三二才)
 1 は申にや但内大臣中納言は大寶より以前
 2 にもある号なれとも官位令にはのせられずさ
 3 だめてゆへある事ならんかし京官 除目と申
 4 は京にある諸司をむねと任ぜらる是はゐるな
 5 かに官をたまふ也
 (上 三三才、函繪)
 (上 三三才)
 1 御齋會内論義 十四日
 2 十四日は御齋會の結願あり内論義は御殿
 3 にておこなはる御物忌のときは南殿にて有

4 問者講師などありて御前にて論議する
ゆへに内論義とは申也白雉三年四月に
惠隠沙門を内裏にめされて無量義經を
講せらる惠隠沙門を論義者として一千人の
沙門を聴衆とすと日本記にしろせり又天
長十年正月廿四日延暦寺の僧圓澄をめさ
れてろんぎありと見えたりこれなとをや事
のおこりとも申べからん

(上 三四才)

獻 二御粥 十五日

2 むかしひとの國の事にや蚩尤といふ悪人あ
りけるか 黄帝とまうすみかど、た、かひて
正月十五日に蚩尤つゐにころされぬその頭
は天狗となり 躰は地靈となれりこれにより
て今日亥のときに小豆粥を煮て庭中に
案をたて、天狗をまつりてその、ち東にむか
ひ再拜しひざまつきてこれを食すれば年
中の疫氣をのぞくといふ本説あり又高
辛氏の女子ありしか是も心あしきて正月
十五日に巷中にしてうせぬその靈魂と、
(上 三四ウ)
1 まりて道路にさまよひ行人をなやませり此
人平生粥をこのみけるゆへに今日これをまつ
ればわざはひなしとかや此二説いづれをよし
ともさだめかたし大かたわたましうぶや

5 しなひのときなどかゆを四方にそ、ぐこともか
やうのこのおこりとそおぼゆる寛平の比
よりとしことにこれをたてまつるそのほか三月
三日などの御節句もこの御ときよりさためら
る七種の粥とは白穀 豆 赤豆 粟 栗 柿
小豆など也九条右丞相の御記にみえたり
11 御薪 同

(上 三五才)

1 是は百官ごとく薪をたてまつりて宮内省
におさめらる、也その数などは延喜式に見えた
り天武天皇白鳳二年正月十五日百寮諸人
みかまき 薪をたてまつることあり御薪とかきてみか
まきとよむへし
6 踏歌節會 十六日
踏歌といふは正月十四日の男踏歌の事にて
侍るへしちか比おこなはれ侍るは女踏歌也
それは十六日也光源氏物語などにもおほくは
おどこたうか 男踏歌のことを申侍るにや大かた正月十五
六日は月の比なれば京中の男女のこゑよく物

(上 三五ウ)

1 うたふをめしつとへて年 始のいわひことば
をつくりて舞をまはせなどせられ侍しゆへに
踏歌とは申なめり文武天皇三年正月に
大極殿にとぎよなりて男女をわかつことなく
闇夜に踏歌の事ありとみえたりしからは

6 月の比ならねともうば玉のやみの夜にも有し
 7 にや持統天皇の御時は漢人踏哥をそうす
 8 聖武天皇天平の比は踏哥のぎはて、禄
 9 をたまふ仁義礼智信の五もじを短尺にか
 10 きて是を人にさぐらしむ仁の字にさぐりあたり
 11 たる者にはふとぎぬをたぶ義の字をとりたる者
 (上 三六才)
 1 には禄をたぶ礼の字をとりたる者には綿をた
 2 ぶ智の字をとりたる者には布をたぶ信の字
 3 をとりたる者には段常布をたまふいと興あ
 4 りしことにや又同じき御時踏哥の宴には六
 5 位以下の人々琴を引てうたふて云
 6 あたらしきとしのはしめにかくしこそつかへ
 7 まつらめよろつ代までに 延暦十四年正月
 8 には詩をつくりてうたひけるにや大かた節会
 9 のぎしきはつねの事なれはいまさらしるすに
 10 をよばす元日踏哥をば小節と申 白馬豊明
 11 をは大節といふにや小節にはまぢきんたちめ
 (上 三六才)
 1 せとおほす大節には刀袞めせと内辨のお
 2 ほするかはりめあり其ゆへはまぢきんたち
 3 とは大夫達とかけり 五位の者を申なり五
 4 位已上の者をめせとおほする心なり大節に
 5 刀袞とは六位をいふ六位のともがらまでをめせ
 6 といふ心なりしばらく大小の節をわかつ事
 7 はかの偏頗の恩によりてなり踏哥節會をは

8 あられはしりのとよのあかりとも申にや或
 9 はあられましりと宣命の譜にはよめると也
 10 此殿竹河をうたひ高巾子綿のはなをつ
 11 くることは男踏哥のことなるへし
 (上 三七才)
 1 いまの代におこなひ侍るは十六日の女踏哥の「ミセケチ」
 2 むかし
 (上 三七ウ・三八才、図絵)
 1 射禮 十七日
 2 これは建礼門にておこなひ侍る事也代の
 3 はじめには豊樂院にてあり十五日に先兵部
 4 省手つがひといふ事ありて射手をとゝのへ
 5 さだむるぎしきあり正月になければ三月に
 6 もおこなはるゝ也もし三月なれば日次は十
 7 三日なるへし清寧天皇九月一日寮にみこと
 8 のりして弓をいさしむ孝徳の御宇には正
 9 月にありき天智天皇九年正月に大夫士に
 10 みことのり有て宮門の外に大射すとあり
 11 是やはじめならん又一説に天平二年正月
 (上 三九才)
 1 十四日にはしまれりといつか正説なるらん
 2 仁徳天皇の御宇に高麗國より鉄の楯鉄
 3 の的をたてまつる群臣百官をめて此た
 4 てまをいさしむるにさらにいとをす人なか

5 りけりこゝに盾人宿祢といふ人ありて此
6 まとをいとをしければ高麗人どもいよく
7 をそれをなしてみかどになびきしたがひたて
8 まつりけるとなん又射禮のあくる日は射遣
9 とてありそれは昨日射礼に參ぜさる四府
10 に今日いさしむるかゆへにいのこりと申也
11 弘仁二年正月にこの事はしまる

(上 三九ウ)

賭弓 十八日

1 是は天子弓場殿にのぞみて弓を御らんずる也
2 仲春に弓を見ることは礼記などにも侍るに
3 や棚をつきまとをかけて左右近衛左右兵
4 衛四府の舎人どもいるとなり左右の大將
5 いてのそうをとる勝の方はまけの方に罰酒
6 をおこなふ又かちの方は舞樂をそうす大方
7 近衛の官領にてあれは事はて、のち大
8 將射手に餐をたぶ也是をかへりあるしと
9 いふなりかへりあるしおこなはぬ大將はさう
10 なく參内せぬことにて毎度めしにつきて
11 (上 四〇オ)
1 參ずるとかや貞觀二年正月十八日豊樂院
2 にみゆきしてこれをみ給ふと云、また殿上の
3 のりゆみとて臨時に弓を御らんすること有
4 それは殿上の侍臣どもの射侍る也

(上 四〇ウ・四一オ、図絵)

(上 四一ウ)

仁壽殿 觀音供 同日

1 東寺の長者たる人このことをはつとむる也里
2 内裏のときは真言院にておこなはる應和二年
3 六月十八日觀音像二躰仁壽殿にあんぢせられ
4 寛空僧正をして開眼供養あり是は毎月
5 の事にて天子御いのりのためなりむかしは又
6 夜居の僧とて二間にめしをかれて御加持を
7 いたしけるにや
8 内宴 廿一日

内宴 廿一日

9 ないえんと申は内々の節会なり仁壽殿にて
10 おこなはる文人とも題をたまはり詩をつくりて
11 (上 四二オ)
1 やがて御前にて講せらる廿一日廿二日廿三日
2 のほと子の日にあたりは其日おこなはれて一二
3 献の、ち親王公卿にわかなのあつ物をたまふ
4 白紙位記をつくることあり保元に信西申
5 おこなひ侍しのちはたえて侍るにこそ
6 國忌 廿五日
7 是は鳥羽院の母后女御苡子の忌日なり天仁
8 元年に正月四日の御國忌をすて、此廿五日の
9 國忌をもちあらる異朝にも天子七廟のうち
10 太祖と昭祧穆祧とをのぞきてそのほかの四庶
11 はときにしたがひ毀廟とてやぶりすつる事

- (上 四二ウ)
- 1 の侍るにや今日の御佛事は東寺にておこなはるさしたることなしかやうの御國忌などの
 - 2 日はみかど御遊などをとめさせ給きされは
 - 3 札記に忌日には不樂といへりわかてうの律の
 - 4 文にも國忌の日樂をなすものは杖八十とあり
 - 5 國忌などに音樂をなすともがらをはざいくわにお
 - 6 こなはれ侍しにや又廢朝廢務といふ事あり
 - 7 廢務は諸司 政をせすといへり是は一日をかきり
 - 8 て天下諸司まつりごとをとめらる是是數日
 - 9 にをよんで萬機のまつりごとをすてをかれてはか
 - 10 なふへからす故に一日をかぎりて廢務日と申
 - 11 (上 四三オ)
 - 1 なりいま此廿五日の御國忌も廢務日にて侍る
 - 2 へし廢朝と申は諸司のまつりごとはよのつね
 - 3 にかはらずとりおこなひ侍れとも天子みづから朝に
 - 4 のぞみまつりごとをきこしめさぬ也これを輟朝と
 - 5 もいへり廢朝は數日にもをよふへし諸司は政
 - 6 事をとめさるゆへ也
 - 7 神祇官 獻二御贖物一 卅日
 - 8 是は毎月の卅日に奉る御麻をもおなしく供ず
 - 9 ある物は身の殃をあがなふ物といふ心なり人形
 - 10 をつくりて身の代とする事同じ心なるにや
 - 11 古事記に仲哀天皇の豊嶋宮におはしますとき

- (上 四三オ)
- 1 はじめて御あか物を供すとみえたり又舊事
 - 2 本紀には天富命麻をうへ御ぬさをつくりてたて
 - 3 まつるよししるせり又毎日の御ある物は後朱雀
 - 4 院の御ときよりはじまれるよし匡房卿の記にみ
 - 5 えたり
 - 6 外記 政始
 - 7 是は吉日をえらひておこなふ先は九日たるへき也
 - 8 上卿以下位次の公卿あるおりもあり宰相廳
 - 9 につくこれよりさきに辨少納言外記史かたなし
 - 10 にて事をおこなふ上卿めしあれは大辨も廳に
 - 11 つくかたなしの事は候南の所にて獻盃あり
 - 12 (上 四四オ)
 - 1 いてたちとてさま／＼各さほうあり事はて、
 - 2 參内して左近陣につく外記は恒例臨時の
 - 3 政事をとりおこなふ官なるによりて正月には
 - 4 先當年のまつりごとをおこなひ初る心地なり檢
 - 5 非違使の廳のまつりごとをもおなじく今日はじめ
 - 6 おこなふ
 - 7 吉書奏
 - 8 この吉書奏は九日にあるへけれどよき日をえらひて
 - 9 大臣參りてそうす諸國の守鑑をたまはりて不動
 - 10 の倉ひらかんと申文也まつりごとはじめにあひ
 - 11 たる文なり大臣陣につきて此文をみる儀式など

- (上 四四ウ)
 1 ありてのち御殿にて奏聞する也くはしき事
 2 はしるすにをよはす
 3 七瀬御祓
 4 是は毎月の事なり七瀬とは川合 一条 土御門 近衛 中御門 大炊御門 二条これを七瀬とは申なり
 5 陰陽師人形を奉る主上御いきをかけ御身を
 6 なで、返し給へは殿上の侍臣この所々の河原にむかふかへり参れば主上御なで物をめすまねせらる其
 7 外さしたることなし後冷泉院の御ときは隔月に
 8 靈所七瀬の御はらへをおこなはるその所々は耳敏川河合東 瀧松 崎石 蔭西 瀧大井川など也
 9 (上 四五才、凶絵)
 10 (上 四五ウ)
 11 火災御祭
 1 是は毎月の事なり陰陽師これを申おこなふ火事をふせく功能あるよし董仲舒が祭書といふ物に見えたり
 2 代厄御祭
 3 是も月ごとにおこなはる又腸母法と申にや是も
 4 同祭書にのせたり
 5 (上 四六才)
 6 二月
 7 釋奠
 8 是はとしに二度二月と八月とにあり上丁日か

- 4 ならずおこなはるも日蝕國忌祈年祭などにあ
 5 たらは中の丁にあり大学寮にておこなはる孔子
 6 并顔回九哲の影をかけて道々ともがらるん
 7 ぎす上卿などまいりてめうはいにたち宴穩の
 8 座につく文章博士題を出す孝經礼記毛
 9 詩尚書論語周易左傳としぐめぐりてもち
 10 詩尚書論語周易左傳としぐめぐりてもち
 11 月明日釋奠の胙を參らす藏人もちて朝餉の
 12 まへにす、む藏人また一人御手水の間のかたの
 13 (上 四六ウ)
 14 すのこにてあれは何その物それといふ藏人こたへて
 15 ふんやのつかさの奉れる昨日の釋奠のそとそも
 16 しをなかくいひてたかくさ、けてもちて簾中に
 17 入なりこの積奠は文武天皇大寶元年二月に
 18 はじまる礼記の王制に菜に積幣を奠て先
 19 師を礼すとありこのゆへに釋奠とはいふなり
 20 後漢の明帝は孔子の宅にみゆきして仲尼并
 21 七十二弟子をまつると見えたり又先聖とは
 22 孔子をいひ先師とは顔回をいふ也いにしへは周
 23 公を先聖といひ孔子を先師と申けるを唐の太
 24 宗貞観二年にあらためて先聖先師とは孔
 25 (上 四七才)
 26 子顔淵を申とかや又神護景雲二年に孔宣文
 27 をあらためて文宣王と申よし弘仁格にみえたり

- 9 とき造宮使他所にうつし奉らんとせしにた、
- 10 此所に有てみかをとをまもり奉らんとたくせん
- 11 ありき延喜式に園神一座韓神一座との
- (上 五〇才)
- 1 せたり祭礼はとしに二度二月と十一月となり
- 2 上卿辨内侍むかふぎしきなどのくはしき事は
- 3 西宮北山江次第やうの書にのせたり
- 4 大原野祭 上卯日
- 5 是はとしに二度なり此神社は后 宮まいらせ給は
- 6 むために春日の本社とをきによりて都ちかき所に
- 7 うつし奉らるされは大原野の行啓など、申事
- 8 の侍るにや仁寿元年二月よりはしめおこなはる
- 9 近衛使は春日祭に同じ上卿辨内侍などむかふ
- 10 祈年祭 四日
- 11 是は太神宮以下三千一百三十二座の神をまつ
- (上 五〇才)
- 1 らせ給ふその所々たゞしからざるもあり國々に
- 2 をの／＼幣をつけらる諸國にも祈年祭をおこ
- 3 なふ也周禮に祈年は豊年をもとむる也と
- 4 見えたり神祇官にておこなはる辨かねてよ
- 5 り諸國の召物もよをしと、のふ白猪白鶏やう
- 6 の物なり天武天皇四年二月にはしめて此祭
- 7 あり大かた祈年月次両度新嘗祭をは四

- 8 ケのまつりとして國の大事とする也
- 9 列見 十一日 或説に吉日をえらふと
- 10 公卿辨少納言外記などまいりて太政官にて
- 11 おこなへる公事なり六位已下の藝能ある
- (上 五一才)
- 1 者をえらひて式部兵部の二省より卒して
- 2 まいれるを上卿のそれをめしよせて器量容儀
- 3 を見る心也 朝所 并 宴穩座につきてぎしき
- 4 あり挿頭花を上卿以下の冠にさす大臣は藤
- 5 の花納言は櫻花參議は「ママ」六位はみな作花
- 6 非參議以下はときの花をさすくはしきことは定
- 7 考の所にしるし侍るへし
- 8 北野御忌日 廿五日
- 9 天満天神かみあかり給し御日なり夢のつげあ
- 10 りて天仁二年より吉祥院にて八講あり菅
- 11 家のともから参りてこれをおこなふ
- (上 五一ウ、図繪)
- (上 五二才)
- 1 祈年穀奉幣
- 2 是は二月七月二度あり吉日をえらひて廿二
- 3 社に幣を奉らる上卿陣座にてつかひをさだむ
- 4 兼日に有べけれどつねは當日なり奉行藏人か

- 5 ねてもよをしと、のふ八幡のつかひは中納言
賀茂平野松尾春日は宰相そのほかは四位五
位のつかひ也公卿づかひには次官あり外記こ
れをもよをす定文は参議これをかく上卿そも
むして返し下す大内記宣命の案を上卿につ
けてそうす御らんじて返し給ふ二十二社の
宣命をかきてはこのふたに入てそうす伊勢は
(上 五二ウ)
1 はなだの紙賀茂はこうばいその外はみなきなる
2 希なり一々に御覽じて返し給ふ神祇奏の請
3 奏下使の王御馬申よしそうして上卿神祇
4 官にまいりてつかひくにあかち給ふ伊勢の
御幣發遣のほどは南殿にて御拜あり幣料
5 はかねて辨諸國にもよをしあつ是も前後
6 齋なり二十二社は伊勢石清水賀茂上下松尾
7 平野稻荷春日大原野大神石上大和廣瀬
8 龍田住吉日吉梅宮吉田廣田祇園北野丹生
9 貴布祢文武天皇四年正月諸社に幣をたて
10 まつらる天慶六年五月年穀をいのらんがため
11 (上 五三オ)
1 十一社に奉幣ありとみえたり
2 臨時仁王會

- 3 吉日をえらんでおこなはる或は三月なり大極紫震
4 清涼殿などにてこの事あり仁王護國般若經
5 を講せしむひとへに朝家の御いのりのためなり
6 齊明天皇六年五月に仁王會あり聖武天
7 皇神龜六年六月に宮中并五畿七道にして
8 おこなはる又一代一度の大仁王會と申事も侍
9 るにやそれは代々一度におこなはる、ことなり
10 位祿定
11 是も吉日をえらんでおこなはる或は三月也奉公の勞
(上 五三ウ)
1 によて群臣百寮に祿をたまふこと也一上陣座
2 につきて位祿の文をみる大辨目錄をかくその外はこ
3 となることなし文武天皇大寶元年八月に五位以
4 下大藏省にいたるまで祿をうくとあり是をはじめ
5 とや申へき
6 季御讀經
7 二月八月春秋二季百敷にて大般若經を講せ
8 らる四ヶ日の事にて第二日には引茶とて僧に
9 茶をたまふことあり天平元年四月八日より
10 じまれり貞觀の比はとしごとにおこなはれけると
11 かや
(以上、上卷)